

平成29年度概算要求について

※括弧内は平成28年度の予算額等

	要求額	訓練規模
公共職業訓練	約896億円 (約907億円)	約29.4万人 (約29.7万人)
離職者訓練	—	約14.2万人 (約14.7万人)
施設内訓練	約611億円 (約616億円)	約3.6万人 (約3.6万人)
委託訓練	約286億円 (約292億円)	約10.6万人 (約11.1万人)
在職者訓練	(※1)	約13.1万人 (約12.9万人)
学卒者訓練	(※1)	約2.2万人 (約2.2万人)
障害者訓練	約53.5億円 (約52.3億円)	約0.9万人 (約0.9万人)
離職者訓練	約53.5億円 (約52.3億円)	約0.7万人 (約0.8万人)

	施設内訓練	約36.8億円 (約35.3億円)	約0.2万人 (約0.2万人)
	委託訓練	約16.7億円 (約17.0億円)	0.5万人 (約0.6万人)
	在職者訓練	—	約0.1万人 (約0.1万人)
	施設内訓練	(※2)	約0.1万人 (約0.1万人)
	委託訓練	(※2)	約0.02万人 (約0.02万人)
	求職者支援訓練	約94億円 (約120億円) 〔 求職者支援制度全体 276億円 (300億円) 〕	約4.2万人 (約5.3万人)
	公共職業訓練(離職者訓練) + 求職者支援訓練	—	18.4万人 (20.0万人)

※1 公共職業訓練のうち、離職者訓練(施設内訓練)、在職者訓練及び学卒者訓練の予算は切り分けができないため、予算額については、離職者訓練(施設内訓練)のみに記載。

※2 障害者訓練のうち、在職者訓練の施設内訓練及び委託訓練の予算は切り分けができないため、予算額については、離職者訓練に含んで記載。

民間人材の活用による在職者訓練を中心とした人材育成支援

平成29年度要求額 574,408(0)千円

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下、「機構」という。)が実施する在職者訓練において、民間の専門家である外部講師や企業の施設等も活用した在職者訓練の拡充や、人材育成に係る助成金の相談対応等の事業主支援の充実を図ることにより、生産性向上に向けた人材育成を支援する。

(1) 民間人材を活用した在職者訓練の拡充

- ①在職者訓練を生産管理等の多様な分野に拡充するため、民間の専門家である外部講師を活用する。
- ②中小企業の生産性向上に資する訓練ニーズを収集し、民間の専門家(大企業のOB等)の外部講師や企業の施設等を活用した在職者訓練をモデル的に実施する。
(イメージ図参照)

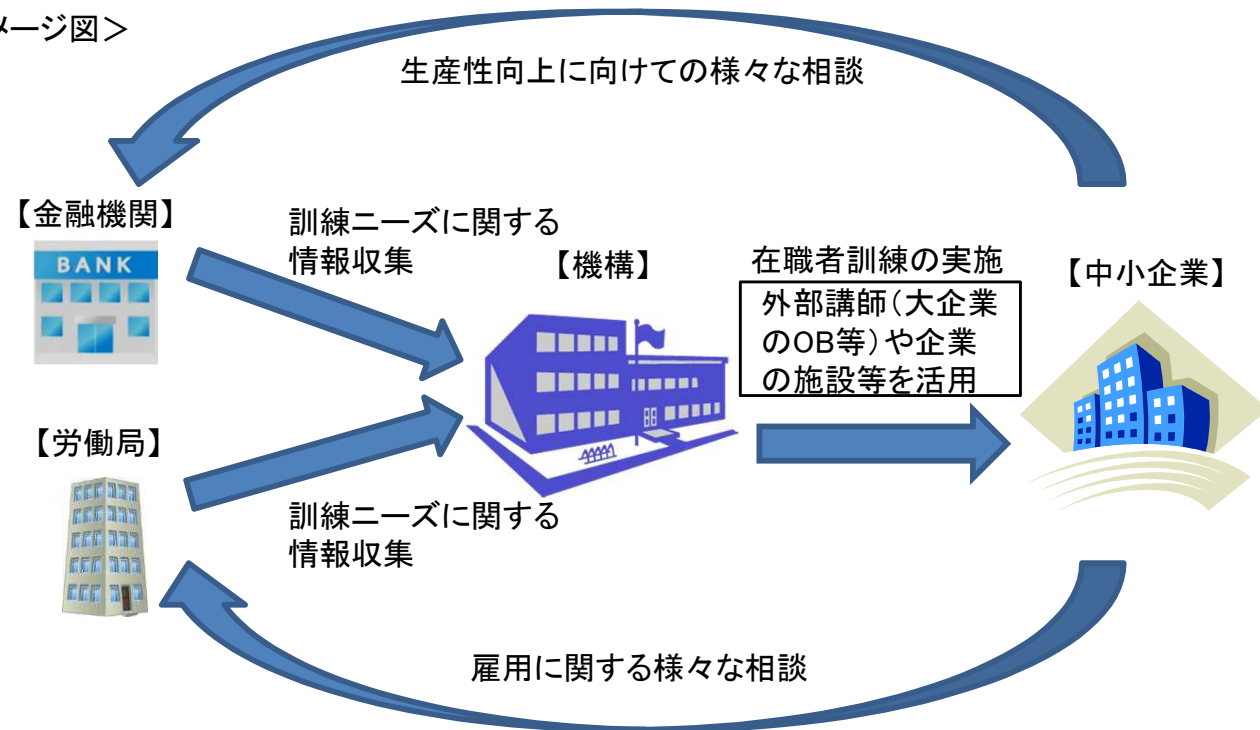
(2) 事業主支援の充実

在職者訓練の拡充等に対応して、相談員を配置し事業主支援の充実を図る。

- ①人材育成に係る助成金の相談対応
- ②訓練コーディネート
(講師、施設等の確保を含む)



<イメージ図>



職業能力開発施設における精神障害者等の受入体制の強化

現状の課題

H29要求額 153百万円

- 精神障害者等の求職申込件数の顕著な増加傾向、職業訓練需要の高まり。
※ 精神障害者の求職申込件数 H24:57,353件→H25:64,934件→H26:73,482件→H27:80,579件（H26から障害種別で最多件数）
身体障害者の求職申込件数 H24:68,798件→H25:66,684件→H26:65,265件→H27:63,403件
- 障害者職業訓練を実施している障害者職業能力開発校が全国19校に留まるため、障害者差別解消法（平成28年4月施行）を踏まえて居住地に関係なく職業訓練を受講できる機会の確保が必要。
- 精神障害者等の中には、疲労やストレスへの脆弱性、症状に波があることなど、その障害特性から当初から6か月～1年の職業訓練の受講が困難な場合がある。
- 精神障害者等に対する訓練指導は、障害特性に関する専門的知識が必要。しかし、都道府県の職業訓練指導員は障害特性に関する専門的知識を得る機会が十分ではなく、また、長期的な研修に伴う指導員不在時の職業訓練実施体制の確保が困難。

ニッポン一億総活躍プラン（抄）

障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援

- ・ 精神障害者等の職業訓練を支援するため、職業訓練校に精神保健福祉士を配置してそのサポートを受けながら職業訓練を受講できるようにするなど受入体制を強化する。

29年度予算要求の概要

○一般の職業能力開発校への精神保健福祉士の配置

- ・ 都道府県の全ての職業能力開発校に精神保健福祉士を配置し、訓練生や訓練指導員に対する相談体制の確保を支援。

○障害者職業能力開発校における導入訓練の実施

- ・ 当初から6か月～1年の本訓練の受講が困難な精神障害者等に対し、本訓練受講前に職業訓練への適応を促すための導入訓練を実施する体制整備を支援。

○職業訓練指導員の精神障害等の障害特性に関する専門性の向上

- ・ 職業訓練指導員に対する研修期間中、代替の講師を配置するなど職業訓練実施体制の確保を支援。

精神障害者等に対する職業訓練機会の拡充、就職支援の一層の促進

人手不足分野を抱えている地域において、地域の創意工夫を活かした**公的職業訓練の枠組みでは対応できない**人材育成の取組を通じて、当該分野における安定的な人材の確保を目指す。

- 平成29年度は、既に実施している19か所に加え、新たに5か所をコンテスト方式で選定。
 - ※27年度採択地域：北海道、富山県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、鳥取県、山口県、徳島県、宮崎県
 - ※28年度採択地域：群馬県、埼玉県、静岡県、岡山県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県
- 選定された都道府県は、地域の関係者（自治体、労働局、機構、地域労使団体、民間教育訓練機関等で構成する地域人材育成協議会を設置）と協議しつつ事業を実施。
- 国から都道府県への委託により実施する（年間上限3億円、実施期間は最長3年間を想定）。

現状

標準的な公的職業訓練のスキーム(セーフティネットとしての離職者訓練が中心)

施設内訓練

- 都道府県、高齢・障害・求職者支援機構
- ・ 主にものづくり分野における訓練の実施
- ・ 訓練期間 標準6ヶ月～1年
- (例) 金属加工、電気設備、溶接

委託訓練

- 都道府県が民間訓練実施機関(企業、専修学校等)に委託して実施
- ・ 訓練期間 標準3ヶ月～6ヶ月、標準月100時間
- ・ 委託費 原則訓練受講生1人あたり月6万円が上限
- (例) 介護サービス、情報処理、経理

地域創生人材育成事業

既存の公的職業訓練のスキームでは対応できないフレキシブルな訓練プログラムを実施して、地域に即した人材育成を可能に！！

事例

富山県：小規模事業者による実践的訓練（伝統産業分野）

伝統産業を担う小規模事業所での雇用型訓練により、ものづくりと新商品開発・マーケティングの実践的な訓練を実施。

鳥取県：企業ニーズに即した多能工の育成

航空・医療・自動車分野の工場が新たに進出予定。そのニーズに応じた多能工をポリテクセンターと企業が共同して育成。

徳島県：「徳島暮らし」に興味を持つ者にUIターンを支援

4K8K映像技術者、WEBコーダー、WEBプログラマー等を育成し、ITサテライトオフィス勤務や移住を推進。

公的職業訓練の標準モデルとして活用